

第44回 マンション管理セミナーのご案内

主催：一般社団法人杉並マンション管理士会

共催：杉並区（予定）

後援：公益財団法人マンション管理センター（予定）

「理事会役員の実務について」

～善管注意義務をめぐって！～

あるマンションセミナーにて、「どんなことをしたら、“善管注意義務に反している”ってされるんですか？」とのご質問を頂きました。このご質問は、実はとても回答しにくい質問です。「どうして答えにくいのだろう？」という疑問が、今回のセミナーの出発点です。

マンション管理組合の役員は、総組合員から委任されて管理組合の業務を行うこと（区分所有法第28条）から、その業務を行うに当たって受任者として“善管注意（善良な管理者の注意）義務”（民法第644条）を負います。また、マンションの標準管理規約（単棟型）には、“役員の実実義務”に関する規定（第37条）があります。

今回のセミナーでは、法律その他の規定の整理整頓、善管注意義務の考え方、どんな場合に善管注意義務違反になりうるか等を、裁判例の検討を中心に考えていきます。

尚、何時も通り、講演後には、弊マンション管理士会会員による個別相談会も準備いたします

【第一部】	◆「理事会役員の実務について」	14時00分～15時50分
講 演	～善管注意義務をめぐって！～	
(休憩10分含)	講師： (一社) 杉並マンション管理士会会員 弁護士 内田 耕司	
	休 憩	15時50分～16時00分
【第二部】	◆「個別相談会」	16時00分～17時00分

日 時	2019年10月5日(土) 14時00分～ (13時30分受付開始)	
会 場	杉並区立産業商工会館 地階 第1・第2集会室【開催場所変更注意！】 (杉並区阿佐谷南3-2-19 地下鉄「南阿佐ヶ谷」徒歩3分、JR「阿佐ヶ谷」南口徒歩5分)	
定 員	50名	
受 講 料	無料	
申込方法	郵送、FAX、又はE-mailでお申込ください。詳しくは裏面申込用紙をご覧ください。	
申込〆切	2019年10月3日(木)	※お早めにお申し込みください。

会場案内図



東京メトロ丸ノ内線
「南阿佐ヶ谷」
徒歩3分

JR中央線
「阿佐ヶ谷」南口
徒歩5分

一般社団法人 杉並マンション管理士会
〒167-0043 杉並区上荻1-17-5
フォーチュン荻窪1階
【URL】 <http://suginami-mankan.org/>
【FAX】 03-3393-3652
【E-mail】 suginamimankan@yahoo.co.jp

●開館時間：午前9時～午後9時
●休館日：毎月第3日曜日(館内整理日) 年末年始(12/28～1/3)

申 込 方 法

下記個人情報の取り扱いについて同意の上、申込書を提出してください。

・宛先:一般社団法人 杉並マンション管理士会

・提出方法:【郵 送】〒167-0043 杉並区上荻 1-17-5 フォーチュン荻窪 1 階

【F A X】 03-3393-3652

【E-mail】 suginamimankan@yahoo.co.jp

※郵送や FAX でのお申込みの場合は、下記の申込書に記載の上送付ください。

※ E-mail にてお申込の場合は、セミナー名と下記項目を記載の上送付ください。

申 込 書

2019 年 10 月 5 日(土)マンション管理セミナー			
◆ 「理事会役員の実任について」 ～善管注意義務をめぐって!～ に申し込みます。			
マンション名			
ご 住 所 〒			
参 加 者	お 名 前	お部屋番号	お電話番号・E-mailアドレス
◆ 第二部の個別相談会に参加を希望される方は、相談内容を選択の上、具体的内容をご記入ください。 ※希望者多数の場合お待ちいただくこともございます。受付順となりますので、ご了承ください。			
●相談内容: 1. 管理運営 2. 設備 3. 建物 4. その他			
●具体的内容:			

※個人情報の取り扱いについて

ご記入いただきました個人情報は、一般社団法人 杉並マンション管理士会及び杉並区で適切に管理し、名簿の作成、今後のセミナー開催のご案内やご連絡の為に利用させていただく場合がございます。

※これまでのマンション管理セミナー内容については、「一般社団法人 杉並マンション管理士会ホームページ」(<http://suginami-mankan.org/>)から見る事ができます。